

住民の皆様へ

し尿・浄化槽汚泥 くみ取りの料金及び手続等について（お知らせ）

令和8年4月からの佐久市（望月地区を除く）並びに佐久穂町のし尿・浄化槽汚泥処理手数料（くみ取り料金）、くみ取り申込手続や料金納入方法等につきましては、下記のとおりです。ご理解ご協力をお願い申し上げます。

※ くみ取りは、ご依頼から一週間以上先になりますので、早目にご依頼をお願いします。

※ 下記「5 協力依頼事項」や長野県及び市町村からの浄化槽管理についてのお願い等を必ずご確認ください、ご協力ををお願いします。

1 処理手数料（くみ取り料金）

【令和8年4月1日料金改定】

区分	料金	摘要
便槽・浄化槽	10ℓ当たり 111.1円（うち消費税10.1円）	左記により算出した金額（税込） （円未満の端数は切り捨て）
別荘地の便槽・浄化槽	10ℓ当たり 145.2円（うち消費税13.2円）	
形状が 仮設トイレ ・移動式トイレの場合 （ 附加料金 ）	上記それぞれにより算出した額に 1基につき 2,640円（うち消費税240円）を加算	
※計算例	一般便槽 くみ取り量440ℓ÷10ℓ×111.1円=4,888.4円 → 仮設トイレ（くみ取り量80ℓ÷10ℓ×111.1円）+ 2,640円=3,528.8円 →	納入額 4,888円 納入額 3,528円

2 新規申込（し尿くみ取りを始めた時）

- ・「し尿汲取申込書」により手続をお願いいたします。
- ・佐久市（浅科地区を除く）及び佐久穂町（八千穂地区を除く）の方は、佐久平環境整備事業協同組合・佐久市役所・佐久市臼田支所・佐久穂町役場でお申込手続をお願いいたします。
- ・浅科地区の方は、(株)浅科衛生センター（佐久市八幡867-1、☎0267-58-2018、FAX 0267-53-6311）に直接お申込手続をお願いいたします。
- ・八千穂地区の方は、(有)小海環境サービス（小海町大字小海3563-1、☎0267-92-2188、FAX 0267-92-3561）に直接お申込手続をお願いいたします。

3 廃止・変更手続（下水道への接続・浄化槽設置・転出・転居・届出内容変更など）

- ・くみ取りの必要なくなった場合（下水道・農集等加入、浄化槽設置、転出、転居）や届出内容変更の場合の届出は、佐久市（浅科地区を除く）佐久穂町（八千穂地区を除く）の方は、事前に佐久平環境整備事業協同組合へご連絡をお願いいたします。浅科地区の方は(株)浅科衛生センターに、八千穂地区の方は(有)小海環境サービスに直接ご連絡をお願いいたします。

4 料金の納入方法

- (1) 処理手数料は、金融機関による口座振替ができます。
- (2) 作業時に作業報告書兼請求書と郵便局の振込用紙をお渡ししますので、期日までに納入をお願いします。
- (3) くみ取り業者による現金徴収もできますので、くみ取り作業の際お声をかけてください。

5 協力依頼事項【★要確認】

- (1) くみ取り作業後、口座振替の方には報告書兼請求書・その他の方には報告書兼請求書及び郵便局の振込用紙を郵便受け等に入れておきますのでよろしくお願いいたします。（郵便受け等には氏名を明記しておいてください。特にアパート等の場合、間違いが生じないようご協力をお願いいたします。）
- (2) 便槽・浄化槽の上や周囲に物を置いたり、犬（吠えたりかまれる危険等）や害虫（ハチや毛虫など）により作業に支障をきたすことがないようにご協力をお願いします。
- (3) 便槽・浄化槽にビニール製品、ティッシュペーパー、布、猫・犬のトイレ砂、生理用品等を入れないよう十分ご注意ください。
- (4) 浄化槽は法律で定められた定期的な許可業者による点検・清掃をしてください。特にコンパクトタイプはこまめに実施してください。
- (5) 油類が便槽や浄化槽に入らないようにしてください。処理施設は油が混入すると設備が停止し処理ができなくなります。ご家庭・飲食店・事業所など調理で油を使ったときの廃油や調理器具及び食器に残った油分は、紙で吸い取ったり、凝固剤で固めてゴミで出しましょう。また、グリストラップを設置している場合は、こまめに清掃をし機能の維持に努めてください。

6 収集許可業者名と担当地区一覧表

浅間清掃(有) ☎62-2025 佐久市鍛冶屋331-1	佐久市	岩村田北、佐久平駅（北・東・南）、岩村田、長土呂、猿久保、横根、三河田、横和、今井、鳴瀬、塚原（赤岩を除く）、平塚、常田、根々井（大塚団地を除く）、小田井、野沢、原、鍛冶屋、取出相生町、跡部、三塚、桜井、前山南、中込（石神、権現堂を除く）、平賀（北耕地を除く）、太田部、常和、瀬戸、内山、志賀、香坂、新子田、紅雲台、別荘地（草笛ランド、長峰、荒船）
千曲清掃(有) ☎62-3488 佐久市中込3760-6	佐久市	伴野（相浜を除く）、根岸、東立科、前山北中、美笹、小宮山（弥生が丘を除く）、別荘地（東立科、美笹）、北耕地
佐久浄設工業(有) ☎82-2653 佐久市田口6434	佐久市	高柳、相浜、泉団地、大沢、大奈良、田口原、上中込、清川、三分、下越、上小田切、中小田切、下小田切、北川、湯原、臼田、勝間
(有)東信環境衛生社 ☎82-3651 佐久市田口6516-4	佐久市	上平尾、下平尾、赤岩、大塚団地、取出上・中、本新町、弥生が丘、石神、権現堂、安原（紅雲台を除く）、田口（大奈良、田口原、上中込を除く）、入沢、岩水
(有)小海環境サービス ☎92-2188 小海町小海3563-1	佐久穂町	大日向、海瀬、余地、高野町、宿岩、上、平林
(株)浅科衛生センター ☎58-2018 佐久市八幡867-1	佐久市	浅科地区全域

◆くみ取りに関する お問い合わせ先◆

〒385-0041 佐久市鍛冶屋331番地1
佐久平環境整備事業協同組合
電話 0267-54-8111
FAX 0267-54-8114

◆し尿処理全般に関する お問い合わせ先◆

〒384-0612 佐久穂町大字宿岩306番地
佐久環境衛生組合 衛生課
電話 0267-77-7477(直通) FAX 0267-86-7711
組合ホームページ <https://www.saku-kan.jp/>